

平成28年度第1回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成28年5月19日（木）

午後2時30分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 白石英行 小野寺加代子 高橋基陽
鈴木広人 山内まり子

（事務局）総務部長 渡部敏明

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 中川景司

総務部総務課情報公開・法務担当主事 西村かおり 小野春乃

欠席者：（委員）堀正孝

1 開会

○総務課長 それでは、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

平成28年度第1回の審議会を開会いたします。まず初めに、新しい委員のご紹介がございます。平成28年4月1日より、後藤省二委員に就任をお願いいたしております。

後藤委員です。

○後藤委員 後藤省二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長 ここで、後藤委員の略歴を簡単に紹介させていただきます。

三鷹市職員として、企画部地域情報化担当部長、株式会社まちづくり三鷹取締役経営事業部長等を歴任され、三鷹市退職後は現職でございます株式会社地域情報化研究所代表取締役社長として、自治体が進める情報化施策や事業に関して支援を行っておられます。

文京区におきましては、特定個人情報保護評価実施に当たり、文京区特定個人情報保護評価第三者点検委員会の委員として、重点項目評価書の点検を行っていただきました。昨年12月の審議会でご報告させていただきましたとおり、特定個人情報の保護に係る事項等を、本審議会の所掌事務として加わったことを受けて、後藤委員には特に個人情報保護評価、情報セキュリティの視点からの知見も頂戴したいと考えております。よろしくお願いいたします。

2 委員・職員の紹介

○総務課長 今回の審議会より、後藤委員を含めた9名による審議をお願いいたします。なお、そのほかの委員の方は、昨年度から引き続きのお願いとなりますが、新しい委員をお迎えして初めての審議会となりますので、お手元の名簿の記載順に紹介させていただきます。

まず、日本大学教授の内山委員です。

次に、人権擁護委員の二瓶委員です。

次に、区議会代表の白石委員です。

次に、町会代表の小野寺委員です。

次に、企業代表の高橋委員です。

次に、労働組合代表の鈴木委員です。

次に、公募委員の山内委員です。

なお、本日は欠席でございますが、公募委員の堀委員でございます。

申しおくれましたが、本日の審議会は審議会条例第7条第1項に規定する定足数を満たしており、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、事務局でございますが、人事異動により一部変更がございますので、ご報告いたします。担当主査の木口と担当の戸田が異動により転出いたしまして、担当主査の中川、担当の小野が新たに着任いたしました。

総務部長の渡部、私、総務課長の石嶋、それから、担当の西村は変更がございません。引き続きよろしくお願い申し上げます。

本日は、文京区情報公開条例及び文京区個人情報保護条例に基づく平成27年度における各制度の実施状況の報告ほか計4件の報告と、ことし10月開始を予定している住民票の写し等のコンビニ交付サービスについての諮問がございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、情報公開制度に係る報告に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いいたします。

3 議事

○内山会長 それでは、さっそく審議会を開催させていただきます。

議事に入らせていただきます。

最初に、報告第1号として、平成27年度制度運用状況について、定例報告を求めます。総務課長さん、お願いいたします。

○総務課長 それでは、すみません、座ってご報告させていただきます。

それでは、情報公開制度及び個人情報保護制度に係る定例報告をさせていただきます。

その前に、お手元の資料のご確認をお願いいたします。資料は、あらかじめ郵送させていた

だいておりますが、資料第1号から第10号までがございますが、資料第4号、第9号につきましては、席上に配付しております。お手元、よろしいでしょうか。

それでは、資料第1号から説明いたします。

資料第1号は、1-1それから1-2となっております。平成27年度の行政情報の公開請求件数を取りまとめたものでございます。1-1号は、所管別に請求件数を整理したもの、1-2号は、請求内容でございます。

右下の番号、通し番号になっておりますが、それが1番で表の下の方向に合計欄があるもの、これが1-1号の表になります。これは平成27年度の情報公開の件数を示したものでございます。総件数で右下にありますとおり、550件の公開請求がございました。平成26年、前の年は370件でしたので、件数にして180件の増、率にして1.49倍の大幅な増となっております。また、非公開が120件で26年度と比較して84件と、これも大幅な増となっておりますが、公開請求件数、非公開の件数とも大幅に増えた主な理由としては、これは行政訴訟になっているケースでの所管課への請求件数が件数で99件、そのうち不存在で非公開が65件と極端に多くなっています。

資料1-2号の64ページ、65ページあたりをご覧ください。そのあたりで、非常に件数が極端に多くなっている生活福祉課と書いてあるところがあると思いますけれども、それが今お話しした行政訴訟に係る請求でございます。

また、資料1-2号で示すとおり、請求日と公開日というのがあります。これは、同じ日が入っているのがいわゆる即日公開というものでございますが、この件数は全体で389件、全体の70.7%は即日公開されております。

次に、資料の2号でございます。通し番号が99ページになります。こちらは、個人情報の開示等の請求件数を取りまとめたものでございます。

2-1号は所管別に件数を整理したもの、2-2号は請求内容でございます。平成27年度は、総件数で右下のほうにあります201件の開示請求がございました。平成26年度は107件でしたので、94件、1.88倍と大幅増となっております。また、非開示も34件から104件と大幅に増えております。

主な増要因ですが、情報公開請求と同様で、行政訴訟になっているケースでの所管課への請求件数が80件、そのうち不存在で非開示が58件と極端に多くなっております。

資料の2-2号によりますと、128ページあたりから136ページ、その辺に集中してあります。これは今お話しした生活福祉課への請求でございまして、ここに書かれたとおり、非開示が非常に多くなっております。その理由としては、右側にありますとおり不存在という形が多くな

っております。

続きまして、資料第3号に移ります。通し番号で141ページになります。

こちらは、情報公開条例で公表が義務づけられ、あるいは努力義務となっているものがありますが、これは条例に基づいて実際に行政情報センター、こちらのシビックセンター2階にあります、そちらにおいて公表したもののリストでございます。

最初に条例第22条に基づく公表資料でございます。区の基本計画、各分野の個別計画、附属機関の報告書、議事録、主要事業の進行状況など、区政の説明責任を果たす上で重要と思われる情報について、公表が義務づけられております。

次のページ、142ページのほうでございます。こちらは、条例第23条で情報提供が努力義務とされている資料でございます。統計資料や調査報告、事業概要などがこれに当たります。

なお、本区では、条例の規定にかかわらず行政情報センター及び区ホームページ等において、情報の提供をするよう努めているところでございます。

次に、資料第4号から資料第9号までは、個人情報保護制度に係る報告でございます。

資料4は本日席上に配付いたしましたが、個人情報業務登録の登録状況でございます。資料第4号ですね。こちらは、上の表のほうにあります個人情報の登録数としては523件でございます。昨年度が528件ですので、ほぼ同数となっております。個人情報ファイル、下のほうの表でございますが、158件の登録がございます。

次のページ、これは新規登録業務となっております。

それから、4ページからは登録業務の廃止の一覧でございます。

なお、業務登録につきましては、特定個人情報に関する情報を新たに登録事項に加えたため、今回は全業務について見直しを行いました。

続きまして、資料第5号、通し番号で145ページになります。

こちらにつきましては、個人情報を取り扱う業務を外部委託したものの一覧でございます。こちらは、条例の第12条のほうに係るものでございます。個人情報の取り扱い業務の透明性を確保する趣旨から、審議会に報告することとされております。データ処理、通知書等の大量交付、専門的業務の共同処理などで業務委託されております。その一覧でございます。

次が資料第6号です。こちらは、通し番号で173ページになります。こちらは、指定管理者制度の適用施設の一覧です。指定管理者制度は平成18年から導入されておりますが、ご覧の施設が指定管理者によって運営されております。

資料第7号、こちらにつきましては、個人情報を目的外利用した業務の一覧でございます。

法令や審議会の意見を聞いて、目的外利用を認めたものについて、区の内部で本来の業務以外の業務に利用しているものでございます。税情報や福祉年金関係の情報を福祉、介護、医療関係業務に利用していることを示しております。

それから、資料の第8号、187ページでございます。

こちらは、個人情報外部提供業務の一覧でございます。外部提供というのは、法令や審議会の意見を聞いて、区の機関以外のものへ個人情報を提供したものでございます。税情報や戸籍、年金、食品衛生監視業務に係る個人情報を他の官公署に提供しております。

外部提供の根拠として、「審議会（事前一括承認）」とあるものが大部分を占めておりますが、これは審議会に一括承認事項の中で、個人情報の提供を受ける側の根拠法令に、調査することができる、あるいは紹介できるなど、いわゆるできる規定がある場合で、提供の可否について区側で一定の判断をした上で提供することができるものとされているものに該当するものでございます。

ここで、すみません、1点訂正がございます。188ページ、最上段8の項にあります刑事訴訟法に基づく警察署等への個人情報の提供についてですが、右の一番端にあります件数6,094件となっておりますが、7,367件ということで誤りでございました。すみません、訂正をお願いいたします。

次に、資料第9号でございます。こちらは、本日席上に配付した資料でございます。

外部結合した業務の報告でございます。外部結合というのは、実施機関以外のものが管理する電子計算組織と通信回線を結合して個人情報を提供するものでございます。これは、平成14年に開始した住民基本台帳ネットワークと平成22年度から開始したマルチペイメントネットワークを利用した住民税、軽自動車税の収納と、平成26年度から開始した戸籍副本の法務省戸籍副本センターへの送信が該当しますので、その状況をお示しするものです。

外部結合による提供情報の詳細は、資料にあるとおりでございます。なお、後ほど諮問させていただく住民票の写し等のコンビニ交付サービスにつきましては、この外部結合による個人情報の提供に関するものになっております。

以上が、個人情報保護制度に係る報告案件でございます。

次が資料第10-1号、通し番号で191ページでございます。

こちらは、昨年度の当審議会及び審査会の開催状況でございます。審議会については、資料にありますとおり、昨年度は番号制度の導入に伴い、個人情報保護条例の見直しについて諮問させていただいたこともあり、例年より多い4回の開催をいたしました。

2番にあるとおり、今度は審査会でございますが、情報公開条例に基づく行政文書の一部公開決定を不服とする救済申し出があり、1回開催いたしました。

本件につきましては、非公開とする部分の内容及び理由についての記載に瑕疵が認められるとして是正措置を講ずるよう勧告を受けまして、それを受けて所管課において改めて一部公開決定を行うとともに、資料第10-2号にあるとおり、情報公開請求に対する決定における理由付記について、これは総務課長名で全部署に、全庁に周知いたしました。

すみません、雑駁ではありますが、以上が定例報告でございます。

○内山会長 ご報告をいただきました。報告された内容ないしは配付されている資料等について、ご質問ないしはご意見があれば頂戴させていただきます。

私から、資料8号187ページと書いてありますけれども、資料8号の外部提供の根拠理由ということですが、例えば1番の事項については、根拠が審議会（事前一括承認）ということになってはいますが、1番ですとか5番ですとか、こういうものは法令に基づく請求で、法令に根拠がある場合には、審議会の一括承認というものには該当しないんじゃないですか。

例えば、個人情報保護条例の15条の2項の1号のところに、法令に定めがあるときには外部提供することができる、これに基づいて外部提供しているんじゃないですか。根拠条文はどうなっているか。法令というのもあるんですね。

○総務部長 はい。

○内山会長 例えば、この5番の警察から刑事訴訟法197条2項による捜査関係事項照会があったためというのは、これは法令に基づくというほうに入らないでしょうかということであります。外部提供したこと自体の事実は正確に記録されていると思いますので、根拠条文について、私の指摘が間違っているかもしれませんが、検討していただいて、修正すべきものがあれば修正をしておいていただきたいと思います。

○総務課長 はい、わかりました。

○内山会長 それから、もう1点は、資料の10-1の裏面192ページの件ですが、救済申し出事件の概要というところで、理由付記が十分でないということで非公開決定が取り消されたということですが、この後の顛末は、理由を十分に付した上で非公開の決定を行ったのか、そうだと思いますけれども、ないしは公開をしたのかというふうなことについて、すぐにわかれば教えていただき、わからなければ後で教えてくださいませ。

○総務課長 この救済申し出事件につきましては、まず理由付記のところ、非公開情報の中

に公にすることで正当な利益を著しく害するとする情報が認められないという指摘がございまして、例えば、今回の請求は道路法の許可に係る文書ということで、案内の地図上にビル名や企業名を法人情報としてそれを黒塗りにしたというところがあったんですが、そこについて、何でこれを隠すんだというような話がありまして、これにつきましては特に法人等に関する情報でも削除、それを理由に非公開にするのはおかしいということで、公開になったということがございます。

○内山会長 ここに書いてある、その理由付記が不十分であるということで不服申し立てが出て、審査会の判断で非公開の処分が取り消されたということで、右側を見ますと処理日のところでそのような申し出があつて、処理結果通知、27年8月19日と書いてありますけれども、その後の顛末、その後、非公開処分を何月何日に行ったのかどうか、それについては異議申し立てが行われていないとかということについて後でということで、具体的な内容は結構でございますから。

○総務課長 すみません。

○総務部長 当初の決定を一旦取り消しまして、改めて一部公開決定を行っております。

当初、最初の公開のときに黒塗りにしていた部分も、出せるものは黒塗りにしないで公開をするとともに、非公開の部分は残ってございましたので、非公開とする箇所については、どこが非公開になっているのかということの詳細を示すとともに、理由についても詳細に記載をしたということで対応させていただいて、その後、救済申し出人からは、改めての……

○内山会長 異議申立とか。

○総務部長 ええ、それは出てきておりません。

○内山会長 そうですか。はい、わかりました。

○総務部長 すみません、それから最初の会長のご質問で、外部提供の話ですが、確かに、刑事訴訟法等に定めはあるんですけども、個人情報を求める側に、求めることができる規定であるということで、行政として請求があつた場合に応じていいのかどうかという部分で、この条例をつくった際に審議会のほうで一括承認をいただいたというのが、こちらの1番とかになっております。

○内山会長 はい、わかりました。それでは、記載自体はそのとおりで正確なものであったということですね。

○総務部長 はい。

○内山会長 個人情報についての情報公開についての開示請求があつたことについて、非公開

ないし一部非開示というのがあったかと思えますけれども、その件についての異議申し立て等については、昨年度に何かこれ以外に発生していることはあるのでしょうか。

つまり救済委員会、審査会のほうの処理件数、継続件数があるのかどうかということです。

○総務課長 異議申し立て自体は情報公開、個人情報の開示請求に係る異議申し立てではありません。ただ、継続案件というか、この4月からは新しい制度になりましたが、旧の救済申し立てで、まだ異議申し立てとして継続しているものはありますが、新しい制度上で、審査請求が新しい制度になってからはまだ請求はないです。

○内山会長 ないときには、一々説明していただかなくても結構ですけれども、新しい制度の中で異議申し立て等があった場合には、件数等については、当審議会のほうにもご説明お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

○後藤委員 後藤でございます。初めてですので、質問する内容ではないということもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

情報公開のところで、お示しいただいた資料の5ページ、番号で27006番、住居表示台帳全街区の写し、関連するものとして、9ページに27024番、新築届け及び住居表示台帳というものがあまして、私も、実際の実務で経験をしたんですが、この住居表示台帳というのは、それぞれの区民の方の建物の住所を定めるたびに家の形を示した台帳をつくりまして、それをもとに建築業者さん等に新しくつくる家の住所は何丁目何番何号ですよということをお示しをするという事務でございました。

恐らく、この情報公開請求をされているのは、全件それを見せると、見せてくださいという請求ですので、恐らくは地図の事業者さん、いわゆるカーナビ等の地図のデータをつくるわけです。地図というのは、なかなか実際につくるのはお金がかかりますので、それをなるべく簡単につくりたいんです。それで行政が持っている情報をもとにしてということを活用したのが、この何年かいろんな自治体で請求をかけている。

これはこれで情報公開をすることについては、まず1つは個人の、例えば建物の所有者とかが入っていない形の台帳であればそのまま開示、公開することができる。もしそういうものが入っていれば部分開示、部分公開という形になろうかと思えます。ここでは全公開になっているようですので、恐らく個人の情報は入っていないからだと思っております。

ちょっとここで意見を申し上げておきたいと思いますが、そのあたりも文京区さんのほうも相当コストをかけてつくっておられる情報でもあります。私は個人的には、いっそ手数料条例

にきちんと登載をして、一定のコストの負担をいただいた形で事業者さんにお渡しをするのが1つの方法なのかなというふうに感じます。これは意見でございます。

それから、情報公開の資料の中で、職員の名簿に関するものがあるかと思いますが、これについて、文京区さんのお取り扱いとして、職員の方の名簿というのは公開または基本公開という形で公開に応じておられるのかどうか、それを質問させていただきたいと思います。

○総務課長 職員の名簿という、現在いわゆる各フロアの座席表、職員がどういう配置でなっているかというのを、全庁的にそれを集約して情報として持っている。これも行政情報の一つなんですけれども、それと、それからいわゆる各所管別の所属別の名簿というものがございしますが、これについては、基本的には公開……

○中川係長 職員の名簿につきましては、数年前に職員課と協議をしております、現年度、今についての名簿については、職務遂行情報ということでオープンにするという仕切りとしていまして、それを過年度の分についての請求があった場合は、もう既にそれは職務遂行情報とは認められないということで、現年度についてのみ公開という形をとってございます。

○後藤委員 あと、外部委託と目的外利用のところ、概括的にこの資料についてお尋ねします。最後、目的外利用、資料の175ページから報告をいただいているんですが、そのあたり、福祉の関係のサービスというのが大きく言いますと本人の方の特定に関するその住所、氏名、生年月日だけではなくて所得に関するもの、あるいはその健康保険等、あるいは年金等の加入状況等によってサービスが受けられたり、サービスの内容が変わったりするということが多々ございます。そういう意味で、ここは非常に、全部拾うのはなかなか難しいという認識をしております。

私も福祉部門に10年ほどおりまして、さまざまな問題、仕事をやっておりました。この報告では、非常にきちんと拾っていただいているんですが、若干でこぼこ感があるかなというふうに思いました。これは175ページ、資料の7号のところは、目的外利用について新規に入ったものだけでしょうか、継続しているものも全部基本的には含んでいますよね。

そうすると、例えば、175ページの例で申し上げますと、税務課に対してさまざまな福祉のサービスの中で、所得状況の確認をするために照会や目的外利用をしているということが記されています。例えばこの中に、児童手当というところの制度については記載がないですね。後ろのほうで177ページは、項番の17番、目的外利用という部分で障害者福祉手当の支給業務ということで、高齢福祉課にその情報を照会している。これは、こういう施設に入られる方たちについてはこの手当が受けられなかった、手当の支給要件に該当しなくなるというのを確認さ

れる。

障害者福祉手当も多分、所得の制限があるはずですので、加入状況を見てもらえると思うんですが、これは決して漏れているのではないかということをお願いしているんじゃないかと、全部拾い上げるのはなかなか難しいということをお願いしながら、区民の方の目線で見るとこの資料を見た場合には、やっぱり各制度それぞれバランスよく示されて、私も個人情報はどういう形で目的外利用されているんだろうかということ考えたときに、わかりやすいような形で整理がされるといいのかなというふうに思っています。

そういうことで、ちょっと意見として申し上げました。ありがとうございます。

○総務部長 今回の児童手当の件につきましては、確認をして……

○後藤委員 すみません、決して漏れているとか、そういうことを……

○総務部長 漏れては問題なので、確認します。

○総務課長 ありがとうございます。

○内山会長 今の後藤委員のご発言ですけれども、目的外利用については、法律で厳正に制限されている、ちょうどマイナンバー制度など、なおさらそのことが厳格にいろいろとされていることですので、漏れていちゃいけない部分ですから、必ず機械的にまぜないように記入していただくというふうなことで。

○総務課長 はい、わかりました。

○内山会長 ついつい仕事上便利だからということで、当然の根拠なく目的外使用していて、それを記録しないなんていうことは、それはもってのほかということです。ここの部分は特に正確な表示が必要だと思いますので、もし漏れているという部分があるんだとすれば、それは補正をしておいていただきたいと思います。漏れているかどうかはまだ確認ができないということですから、そのようなことを再度チェックしていただくとうろしいかと思ひます。よろしくお願ひします。

○総務課長 わかりました。

○後藤委員 1つだけ補足します。例えば、今回の例で申し上げましたように児童手当については、児童手当法の中で、所得の確認については、他の方法で確認できれば所得の証明書の提出については省略できるというようなものが提起されておりますので……

○内山会長 ただ、その点も法令に基づいてそのようなことをしたということで、記録にちゃんと残っていないといけないということで、違法でなければ何をやってもいいというわけではないということで、正確に記録はしておいてください。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、報告第1号については、そのように報告をしていただいて、後ほど仮に補正等がある場合には、次回のこの審議会の中でご説明をいただくということにいたします。

続きまして、報告第2号、行政情報公開請求に対する存否応答拒否について、このことについて説明をお願いします。

○総務課長 それでは、お手元の資料の第11号をご覧ください。通し番号で203ページになります。

こちら、本件は生活福祉課から税務課に対して、生活保護の受給に係る収入等の調査が行われた事実を確認する趣旨で、情報公開請求がされたものでございます。

これについては、回答することにより当該個人が生活保護受給申請を行っていたかどうかというものが判明してしまいますので、行政情報の存否自体を明らかにしないということで、公開請求を拒否したというものでございます。その内容が、この資料第11号でございます。

説明は以上です。

○内山会長 これは、必ず報告をすることになっていますか。

○総務課長 はい。

○内山会長 ということなので、情報公開条例11条2項に係る処分が行われたということについてのことでございます。

質問等があれば、お受けします。

それでは、これは報告をいただいたということになります。

次に、報告第3号、特定個人情報の取扱状況について、このことについて、ご報告していただきます。

○総務課長 それでは、引き続きましてお手元の資料第12号をご覧ください。

こちらは、番号法の規定によりまして、行政機関の長などが個人番号、その内容に含む個人情報、これは特定個人情報といいますけれども、これのファイルを保有する前に、特定個人情報の漏えい、その他の危険性や影響に関する評価を実施することが義務づけられております。

本資料は、文京区において平成26年度から平成27年度にかけて行った評価の一覧になります。この評価は、当該事務の対象となる人数、特定個人情報ファイルを取り扱う職員、委託先の人数等により評価の種類が異なるものでございます。基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の順に評価の内容が細くなるものでございます。

全項目評価を実施する際には、第三者点検を受けとなっております。文京区では、全項目

評価に該当する事業はありませんでしたが、重点項目評価の実施に際しまして、区独自に第三者点検を実施いたしました。こちらの点検をお願いしたうちのお一人が先ほどご紹介いたしました後藤委員でございます。

なお、事務の対象が1,000人未満の事業は、個人情報保護評価が義務づけられておりません。

また、資料はございませんが、今年度より新たに個人情報保護監査責任者というものを設置いたしました。その職に情報政策課長と私、総務課長が当たることになっております。

現在、情報政策課と総務課で監査方法並びに監査事項について協議を進めております。今年度中に第1回の監査を実施する予定になっております。なお、この監査等につきまして、この黄色い冊子の169ページ、参考資料とありますが、こちらは文京区個人情報の保護に関する条例の施行規則になります。これの171ページ、次のところでございますが、171ページの第5条の2と書いてあります。個人情報保護監査責任者の設置というところで、今申し上げた内容を規則上定められているものでございます。

説明は以上でございます。

○内山会長 それでは、これについてご質問をいただきます。

○後藤委員 後藤でございます。

先ほどもご紹介いただきましたように、ここの特定個人情報保護評価については、私も第三者評価の委員会という形でセットされたところで、委員として参加をさせていただきました。特に、資料の205ページ、取り組み状況の2番の重点項目評価のところを中心に、具体的にマイナンバーを使った事務、使うことになる事務についての情報システムについて、法律の趣旨で言いますと、今そのシステムを新しくつくる前に、事前にどういう保護措置がされているのか、安全にシステムがつくられるような形になっているのかどうかということを事前評価をするというのがもともとの趣旨でございます。

マイナンバー法が施行される段階で、既にシステム化されているものはたくさんありましたので、そういうものの中で特に住民基本台帳、それから区民・都民税等について評価を行ったということでございます。

その評価については、3人の委員で合議をさせていただいたわけですが、これについては大変適切にシステムの分析をされております。それで、保護措置についてもきちんとされているというふうに話をさせていただきました。

なお、今後、恐らく今進められているマイナンバーを使った具体的な新しいシステム、いわゆる情報連携のネットワークというのが来年度から動く予定になっているはずでございますが、

そういうところに向けてシステムをそれぞれ改修する作業をいろいろ取り組んでおられると思います。このあたりについても、事前評価を行っている部分と、それから具体的につくってみて、あるいは動かしてみても本当にうまく回っているのかということをごきちんとチェックをしていくこと、いわゆるそのPDCAのサイクルをごきちんと回していくことが大変重要かというふうに思っております。

そういうことを既にきちんと取り組みを進めておられて、先ほど総務課長さんのご報告にもあったように、監査の責任者の設置ということもしておられるようですが、引き続き的確に進めていただければということをご期待していきたく思います。

以上でございます。

○内山会長 この資料12に基づくご説明ですけれども、評価等の点検を行っているということまでのご報告をいただいておりますが、審議会として、その結果、不適切な部分が指摘された部分については改善しているとか、指摘されている部分はないとかという顛末も審議会の中に、概略で結構でございますから、ご報告をいただきたいと存じます。

今の後藤委員のご説明で大体おわかりいただいたとは思いますが、会が違いますし、この会として、この運用、運営がどうなっているかということについてはお知りいただいご意見をいただくことにしてございますので、適切なそのような評価が行われているということまでのご説明をいただきたいと思っております。

○総務部長 なお、内部監査を今後行いますので、その結果についても、こちらのほうにご報告をさせていただきたいと。

○内山会長 そうですね。詳細なことはいいとは思いますが、問題点が特に指摘されたような場合には、その点についてどのようなことを改善しているから今は大丈夫ですというふうな、多分そういうご報告になるんだと思っておりますけれども、いただきたいと思っております。

○総務課長 はい。

○内山会長 それでは、法令に基づいて適切に、それぞれの部署で適切な対応が行われたということをご説明いただいたということにしておきます。

それで、次は報告第4号、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項の一部改正について、このことについてご報告をお願いします。

○総務課長 それでは、お手元の資料第13号、207ページ、そちらをご覧ください。

本件につきましては、昨年の12月の審議会で諮問いたしました件の実施状況の報告でございます。

本年4月より、本人以外の者からの個人情報収集する場合として、「心神喪失等の事由により、個人情報を本人から直接収集することができない場合で、本人の福祉の向上を目的とし、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。」を個人情報保護条例の条文上、追加いたしました。

条例改正については妥当なものとして認めていただきましたが、その一方で、その管理について条例の趣旨を徹底するよう答申をいただきました。それを受けまして、本条文の適用に当たっては私ども総務課へ協議を義務づける旨、全庁に周知いたしました。これが資料第13号の表面の全庁への周知の内容でございます。

また、資料の裏面をご覧いただきたいと思います。こちらは、本条文を実際に適用した事業についての報告になります。現時点では、認知症高齢者等徘徊対策事業のみとなっております。本事業は、前回の審議会に諮問する契機となった事業であり、審議会でも概要を説明させていただきました。現時点で、本事業の新規申請者は42名、うち本条文の適用となる本人以外の家族等による申請は40名となっております。

説明は以上でございます。

○内山会長 それでは、このことについて質問、ご意見があれば、頂戴させていただきます。よろしいでしょうか。

確認をさせていただきますけれども、この8条2項5号に基づく情報の収集については、新たな制度がある場合には当審議会に再度ご説明、ご報告いただくということになる、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長 この前の答申に基づいて、厳格な執行ということもございますので、新たな事業があった場合は、今後、定例報告等も含めまして、ご報告していきたいというふうに思っております。

○内山会長 はい、わかりました。では、そのようなこととしてご承知おきいただきます。

それでは、ご報告していただくところについては、4号までについて全て報告をいただいたということでございますので、次に移らせていただきます。

諮問第1号、住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入について。これは、区長からの諮問が当審議会になされております。このことについて、説明をお願いします。

○総務課長 それでは、お手元の資料をご確認ください。資料につきまして、あらかじめ郵送させていただいております。諮問第1号に関する資料といたしまして、まず諮問書の写しでございます。それから、資料第14号、これは通し番号で211ページになります。こちらです。導

入を予定しております住民票の写し等のコンビニ交付サービスにつきましての概要でございます。お手元の資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号について、説明のため所管課職員が同席いたしておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、萩谷戸籍住民課長でございます。

○戸籍住民課長 萩谷でございます。よろしく申し上げます。

○総務課長 続きまして、その隣が小池税務課長でございます。

○税務課長 小池でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 その隣が阿部情報政策課長でございます。

○情報政策課長 阿部でございます。よろしく願いいたします。

○総務課長 後ろは、戸籍住民課の藪田証明係長。

○証明係長 藪田でございます。よろしく願いいたします。

○総務課長 佐藤主査です。

○証明係主査 よろしく願いいたします。

○総務課長 情報政策課の田崎主査です。

○情報政策課主査 田崎です。よろしく願いいたします。

○総務課長 大塚主査でございます。

○情報政策課主査 大塚でございます。

○総務課長 よろしく願いいたします。

それでは、諮問案件について、ご説明申し上げます。

まず、平成28年度諮問第1号について、この諮問書を読み上げさせていただきます。

1、諮問事項。

住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施に伴う個人情報の提供（外部結合）について。

2、諮問の趣旨。

社会保障・税番号制度の実施に伴い、平成28年1月から交付されている個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）が、地方公共団体情報システム機構の提供により開始された。コンビニ交付サービスの実施は、証明書の交付場所及び取扱時間が拡大されることによる住民の利便性の向上、証明書発行窓口の混雑緩和等が期待でき、住民の福祉の向上に資するものである。

文京区においても、平成28年10月を目途とし、コンビニ交付サービスの導入を検討している

が、そのためには、区役所に設置される証明書発行サーバと地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターシステムをL G W A Nにより接続する必要がある。

本件は、文京区個人情報の保護に関する条例第15条の4第1項に規定する外部結合による個人情報の提供に該当するので、同項第2号の規定により、貴審議会のご意見をお伺いしたい、というものでございます。

詳細につきましては、所管課長からご説明申し上げます。

○戸籍住民課長 それでは、お手元でございます資料第14号に基づきまして、住民票の写し等のコンビニ交付サービスの実施について、ご説明をさせていただきます。

マイナンバー制度の実施に伴いまして、平成28年1月から交付が開始されてございます個人番号カード、これを利用いたしまして、住民票の写し等の証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されておりますキオスク端末、このキオスク端末というのは、下のほうに注がございますけれども、不特定多数の方がタッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、各種サービスを利用したりすることができる端末装置ということでございますけれども、そのキオスク端末により交付するサービスを実施するものでございます。

続きまして、1番目のコンビニ交付サービスの実施内容でございますけれども、発行対象とする証明書、こちらのほうは住民票の写し、印鑑登録証明書、それから特別区民税・都民税の納・課税証明書でございます。

サービスの実施時期は、平成28年10月を予定してございます。

続きまして、取り扱いコンビニ事業者でございますけれども、セブン-イレブン・ジャパン、ローソン、ファミリーマート及びサークルKサンクスの4社でございます。店舗数は、全国で約4万7,200店舗、文京区内で102店舗となっております。取り扱い時間でございますけれども、年末年始及びシステム停止日を除きまして、午前6時30分から午後11時まででございます。

次に、コンビニ交付サービスのイメージ、2番のところでございますけれども、資料をおめくりいただきまして4ページ目に別紙を添付してございます。A4横のコンビニ交付サービスのイメージというこの図をご覧いただきたいと思っております。

左側からご説明をいたします。まず、個人番号カードの交付を受けた区民の方がコンビニエンスストアに出向いていただきまして、所定の場所に個人番号カードをセットしていただき、4桁の暗証番号を入力の上、画面表示に従って必要な証明書を申請していただきます。そうしますと、申請情報が専用回線で地方公共団体情報システム機構の証明書交付センター、こちらのほうに送られまして、その後、L G W A Nで区の証明書発行サーバに届きます。

その後、区の証明書発行サーバでは証明書情報をつくりまして、証明書情報はL G W A Nで今度は逆に証明書交付センターに送られまして、その段階で偽造防止情報が追加をされまして、その後、専用回線でコンビニエンスストアのキオスク端末のほうに送信をされまして、証明書が交付されるというような流れになってございます。

区民の方は、所要の交付手数料をお支払いいただいて、行政証明書を取得する、そういう流れになるものでございます。

恐れ入ります、資料の2ページ目にお戻りいただきます。

3の諮問事項でございます。

概要は、コンビニ交付の実施に当たり、区の電子計算組織の外部接結合により、証明書発行に係るデータを送受信するというものでございます。

次に、区で送受信するデータでございますけれども、まず受信データ、こちらのほうは申請に係る情報で、利用者証明用電子証明書のシリアル番号、全国地方公共団体コード、利用者証明用電子証明書の有効性確認結果、それから証明書種別、通数の5項目でございます。

続きまして、送信データのほうでございますけれども、まず住民票の写しに係る情報につきましては、住所、氏名、生年月日、世帯主、続柄、住所を定めた年月日、文京区民となった日、届出の年月日、従前の住所、本籍、筆頭者、住民票の記載事由、国籍・地域、外国人住民の区分、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード・特別永住者証明書の番号、通称、氏名の片仮名表記、個人番号でございます。

続きまして、イの印鑑登録証明書に係る情報につきましては、住所、氏名、生年月日、通称、氏名のカタカナ表記、印影でございます。

続きまして、特別区民税・都民税の納・課税証明書に係る情報につきましては、賦課期日現在の住所、氏名、合計所得金額、総所得金額等、課税標準額、特別区民税・都民税課税額、特別区民税・都民税納税額、所得の内訳、控除の内訳、扶養該当・本人該当、備考（減免額・税額控除額等）でございます。

続きまして、次に3番のところでございます。コンビニ交付サービスにおけるセキュリティ対策でございます。

まず、システム上のセキュリティ対策といたしましては、システム内の通信については、専用の通信ネットワーク回線の利用に加え、通信内容を暗号化するという事で、通信の安全性を確保するものでございます。

それから、証明書の発行の後、キオスク端末内の証明内容データは完全に消去されまして、

キオスク端末及び証明書交付センターでは、証明内容データの情報を蓄積をしないということとしてございます。

次に、発行される証明書に施されるセキュリティ対策でございますけれども、証明書の両面にコピー防止対策として、「けん制文字」が施され、仮にコピーをした場合には、「複写」という文字が浮き上がる技術が用いられてございます。

恐れ入ります、次のページをお開きいただきます。

それから、証明書の裏面には、改ざん防止措置が施され、交付された証明書の裏面をスキャナで読み取り、問い合わせサイトを通じまして、内容が改ざんされていないかどうかを確認できるものとなっております。

それから、もう一つ、証明書の裏面に「偽造防止検出画像」というのが印刷されておりました、こちらも画像確認器具、赤外線カメラを利用することで、その証明書が真正なものかどうかを確認することができるものでございます。

次に、コンビニ店舗におけるセキュリティ対策でございます。キオスク端末では、申請から交付までの全ての手続、手数料の支払いを含めまして、他人の目に触れずに行うことということで、個人情報を保護するものでございます。

また、このキオスク端末の画面表示や音声案内、こういったものによりまして、個人番号カードや証明書の置き忘れ、これを防止するものでございます。

それから、万が一キオスク端末で印刷の不良によりまして証明書の誤印刷が発生した場合にも、店員が誤った証明書に「返金済・無効」の印を押しまして、利用者到手渡す。こういった形をとるものでございます。

資料のご説明は以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

説明の中で、回線の説明でLGWANという説明がありましたけれども、これが何のことか簡単に説明、正確でなくて結構ですから。

○戸籍住民課長 総合行政ネットワークということでございまして、地方公共団体内の組織内のネットワークを相互に接続をしまして、地方公共団体同士のコミュニケーションの円滑化あるいは情報の共有、そういったものによる情報の高度利用を図ることを目的としました高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークということでございます。

○内山会長 ありがとうございます。

ということで、説明が終わりました。諮問を受けてございますので、まずは、ご意見ないし

は全般についてのご質問いずれでも結構でございます、ご発言をお願いいたします。

○高橋委員 まず、文京区では、個人番号カードをどのぐらい既に発行されたのでしょうか。実は、私も随分前に申請をしたんですけども、まだカードは届いていないので、こんなに急いでサービスを一生懸命やられるのはどういうことなのかなというふうに考えます。

○戸籍住民課長 申し訳ございません。実は、個人番号カードのほうは、地方公共団体情報システム機構のほうに郵送あるいはスマートフォンでご申請いただきまして、今のところ大体2カ月近くカード作成だけがかかって、その後、文京区のほうに送られて納品されてまいりまして、それを検品をして、交付前の事前の設定をしまして、それからお客様のところに交付の準備ができましたというご案内を差し上げてございますので、おおむね4カ月程度、今そのご案内を差し上げるまでにかかっているというところでございます。

現在のところは、申請数としては2万以上のご申請をいただいております、実際にその交付できている枚数は3,600枚程度ということでございまして、これからこの交付の促進を図っていきたいということでございます。

○高橋委員 新聞の話ですけれども、受け取りに行っても、ここで何か、地方公共何とかシステムですか、もしかしたら後藤さんが絡んでいるところ、システムが何か不具合で、行っても3時間ぐらい待たされるみたいなことがちらっと最近の新聞に出ていました。

○戸籍住民課長 3月、4月ぐらいは、実際にその交付にお見えいただいたときに、そのカード管理システム、地方公共団体情報システム機構との回線のやり取りをするんですけども、そこが不具合が多くて、なかなか円滑に交付ができないという事態で、かなり新聞報道等もされまして、その後、地方公共団体情報システム機構のほうも、システムの見直しを図りまして、大分今のところは円滑に交付ができているということなんでございますけれども、それにしても、やはり1件当たり処理するのに30分程度、今いただいているという状況でございます。

○内山会長 交付手続についての不都合は、大体、例えば文京区の不始末ではなくて、国のほうの不始末になることでございますから、文京区がどう頑張ってもそれは……

○戸籍住民課長 全国的にそういう部分は確かにございます。私のほうのご説明等もなるべく簡略化するような見直しを図って、なるべく短時間で交付作業が完了するよというところで今、努めているところでございます。

○高橋委員 もう一点は、前例主義じゃないですけども、23区でほかの区は、こういう動きはこういうふうになっているか、ちょっと教えていただけませんか。

○戸籍住民課長 23区の状況でございます。28年1月から実施ということでございまして、既

に、この5月までにコンビニ交付を開始した区、この数が17区でございます。文京区を初め残りの区は5月以降順次実施をしていくということで、今のところコンビニ交付の実施予定がない区としては、千代田区さんは今のところ予定がないですよということなんですけれども、22区につきましては実施済みか実施予定ということで伺ってございます。

○内山会長 今回の説明でいいんだと思うんですけども、ただ、それぞれの区によって取り扱われる公文書といいますか、証明書等が少しずつ違っていませんか。戸籍まで入っていたり入ってなかったりというふうなことがあると思いますけれども。

○戸籍住民課長 基本的に、どの区も共通なのが住民票の写しと印鑑証明というところがございます。それから、納・課税証明、これにつきましては、出す区と出さない区がございます。それからもう一つは、戸籍につきましても、サービスとして出している区と出さない区というのがございます。ということで、区によって、それぞれ取得できる行政証明書が違っていているという状況でございます。

○内山会長 それで、諮問に対する私からの質問なんですけれども、交付するそのような証明書等の文書ですけども、区によって出すものと出さないものがある。

例えば、文京区の場合は戸籍等については、今のところ出さないということになっているということでございますけれども、この諮問文の答申というのは、この交付されている文書、これに限定しているかどうかの判断をするのか、ないしは、この制度の中で制度の運用が着実に行われるようになれば、さらに戸籍等にも範囲を広げるという場合には、諮問をしないで、この答申をもって実施するかどうか。つまり、答申の範囲ですけども、どのようにお考えなのか一応伺っておきませんか、答申をすることも、どのような内容にするかが決まらないと思いますので。

○総務部長 今日ご説明しているのは、住民票と印鑑証明と税証明のこの3点だけでございますので、それについての答申をいただければというふうに考えておりますので、もし将来、戸籍もコンビニ交付するということになれば、改めて諮問させていただくのが筋かというふうに考えております。

○内山会長 そうですか、はい。そのようなことだということで、ご意見等を伺います。

はい、お願いします。

○後藤委員 後藤と申します。よろしくお願ひいたします。

今回のコンビニエンスストアでの証明書の交付サービスの実施ということでございますが、先行して住民票の交付だけコンビニエンスストアでの証明交付が始まった。実は、私は、以前

勤めておりました多摩地域の自治体で、全国で最初に渋谷区さんと一緒にスタートしまして、平成22年2月でございます。

現在、相当数の団体が全国で参加をしているのが、お持ちですか。250とか、そのぐらいの団体だったと。4,000万人強ですので人口でカバーする率が、大体日本の人口でいうと3分の1ぐらいのエリアで、このサービスが受けられる。

ここで文京区さんでは、住民基本台帳カードじゃなくて、新しく入れたマイナンバーカードで実施しますよということですね。

まず、最初の質問ですけれども、これももうご説明にあったんですが、マイナンバーカードを使うんですが、マイナンバーを使って、この事務処理をするのではないと。

○戸籍住民課長 そういうことです、はい。

○後藤委員 マイナンバーカードの中にある電子証明書のアプリ、また、ハード自体も自治体で導入できる独自のアプリケーションというものがありますけれども、そのどちらかを使って、この証明書の交付サービスを行うということによろしゅうございますか。

○戸籍住民課長 はい、結構でございます。

○後藤委員 それから、少し細かな話になるんですけれども、先ほど課長さんのご説明で213ページになりますが、諮問事項の中の区で送受信するデータの中に、送信するデータとして、それぞれ住民票の写しの情報ということですが、住所、氏名というような形でそれぞれの項目が書いてありますけれども、私の認識が間違っていなければ、ここに書かれている住所とか氏名とかというのをいわゆる文字のコードで送るのではなくて、文京区さんの証明書のサーバーで証明書の形をつくって、それをいわば絵として送るという形だったというふうに認識をしておりますが、そういうことによろしゅうございますか。

○戸籍住民課長 そういうことでございます。文京区の証明発行サーバーのところでPDFという形にしまして、それを送信するという形でございます。

○後藤委員 ということは、そのPDFのデータをさらに暗号化をかけて送るということですので、仮にその回線上で第三者が悪意を持ってその通信を傍受するといえますか、受け取っても、特定の氏名とか住所とか生年月日とかという形で定型的にそのデータの並びになっているわけではないので、ここは非常に安全にできているという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 はい、結構でございます。

○後藤委員 それから、今日は、この証明書の見本みたいなものはご準備はございませんか。

ごめんなさい、実は、私は今日自分のを持ってこようと思ったんですが、ちょっと慌てて、つい忘れまして。

○戸籍住民課長 申し訳ございません。

○後藤委員 いえ、自分の証明書持ってこようと思ったのですが、ご説明にもあったように、普通の住民票なら住民票の形なんですけど、裏側に全面的に点々のパターンの絵が出ております。それは何かというと、ここのご説明にもあったように、それを使って、資料の215ページですね。イのところに、証明書の裏面に改ざん防止処理がされていると。交付された証明書の裏面をスキャナーで読み取って、問い合わせサイトを通じて確認することができるというのは、この白黒の点々模様の画像を、例えば携帯電話の事業者さんが店頭で控えたその証明書がどうもこれは怪しいかというふうに思ったときに、その裏面の白黒の点々の模様の絵をスキャナーで読み取って、その問い合わせサイトに送ると、問い合わせサイトのほうで自動的にその証明書の書面を、PDFファイルを復元をして画面に送り返す。その画面と提示された証明書をつき合わせることによって、その証明書は真正なものかどうかの確認ができるという、そういう手順になっております。したがって、その偽造等についても非常に確認できる形になっているということですね。

○総務課長 今、見本がありましたので、今ちょっとコピーしていますので、また配ります。すみません。

○後藤委員 恐らく委員の方々も実際にサンプルをご覧になったほうがイメージがしやすいかと思ひまして、つい余計なことを申し上げました。

○総務課長 ありがとうございます。

○後藤委員 それから、一番最後のところに、印刷不良で発生したときには、証明書に「返金済・無効」の判子を押して利用者の方に渡すと。何分、コンビニエンスストアにあります多機能のコピー機を使って証明の発行をする。機械ですから、紙が詰まったりすることがありますよね。その詰まった紙を取り出すじゃないですか。証明書のそこそこの中身が出ているもの、これはコンビニ側のほうに残るんじゃないかということについても、ちゃんと対応してあると。ちゃんと判子を押して、対象者の方にお渡しして、コンビニエンスストアには残さないんだということをございますか。

○戸籍住民課長 そういうことをございます。

○後藤委員 その他もろもろ、ちょっと切り口の違う質問させてください。

この証明書発行サーバー、文京区さんにあるサーバーというのは、これは現行、サービスに

支払われる証明書の自動交付機のサーバーと同じタイプでということによろしゅうございましょうか。

○情報政策課長 同じになります。

○後藤委員 そういふことですね。ということで、現行、文京区さんで実施をしておられる証明書の自動交付機での証明発行サービスが、恐らく現行住民基本台帳の写しと印鑑証明書の写しと、それから課税納税者の証明書という形になっているので、今回このサービスがコンビニエンスストアでは3つの仕組みの証明書になるんだという理解でよろしいでしょうか。

○情報政策課長 はい。

○後藤委員 ちなみに、今、文京区さんの自動交付機は、ここのセンターに設置をされている1カ所だけ……

○戸籍住民課長 そういふことでございます。シビックセンターの2階に1基設置してございます。

○後藤委員 概数で結構なんですけど、年間でどのくらいご利用ございましょう。

○戸籍住民課長 ちょっとお待ちくださいね。

○後藤委員 概数で結構ですよ。

○戸籍住民課長 一応、26年度実績ということでございますけれども、年間で住民票の写しが830通、それから印鑑登録証明書が822通、合計合わせまして1,652通の自動交付機での利用実績がございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

文京区さんの場合には、窓口の時間外の証明書交付のサービスもやっておられるので、具体的にはこの数字なんでしょう。また、お住まいの方は比較的近い方が多いので、具体的にその区役所で交付を受けられるから、あまり自動交付機のサービスを利用される方もそんなに多くないのかもしれませんが。これは、私の個人的な推測でございます。

私が前に勤めていたところだと、年間約10万枚ぐらいの住民票、7万枚ぐらいの印鑑証明書の発行がありますけれども、この何年か前から、窓口で交付するよりも自動交付機、あるいはコンビニエンスストアで発行する枚数のほうが多くなっています。そういう形で住民サービスの向上を図っていくという自治体もあるということです。

特に、証明書自動交付機について言うと、交付機自体は1台でいらっしゃると思うんですけども、システムそのものにはやっぱりそれなりに恐らくお金がかかると思うんですね。その自動交付機は1台でも10台でも、全体の経費というのは10倍にはならないという認識です。別

のシステムが行くのですから。そういう意味で、恐らくこのコンビニエンスストアでの証明が将来広がれば、この自動交付機については縮小していくということを考えている自治体も多いように思います。

ちなみに、私は以前勤めていたところだと、平成25年からスタートして、コンビニエンスストアでの証明交付が六千数百枚というのが比較的最近の実績のようですね。22年からですから、約6年かかってそのぐらいまでいっている。住民基本台帳カードベースでしたから、住民基本台帳カードの発行割合が15%ぐらいだったと思いますけれども、先ほどの課長さんのご報告ですと、既に文京区さんではマイナンバーカードの交付申請は2万件を超えているというようなお話でございましたので、相当数の方がこのサービスを利用できる前提条件は満たしておられます。あるということなので、そこはぜひ、せっかक्तつくるのであれば、利用が進むようにということを取り組んでいただけたらというふうに思います。

すみません、以上でございます。

○二瓶委員 興味本位の質問ですすみません。この審議会とは管轄外ということになってしまうんですが、これは先ほど千代田区は導入しないという方向での決定ということだったんですが、発行部数に応じての手数料か何かをこのシステム機構さんに払うんですか、それとも、1自治体だともうバルクで幾らとかという。

○戸籍住民課長 地方公共団体情報システム機構のほうには、年間で負担金ということで、その人口割で負担が定められておまして、文京区の場合だと年間ですと500万円の負担を毎年していくという形になります。

○二瓶委員 じゃ、区民の方が利用しようとしまいと、その金額は変わらないんですか。

○戸籍住民課長 そうですね、このサービスに参加したということではですね。ですから、私どもとしては、なるべく早期にそのカードを普及して、なるべく多くの方にコンビニでの交付にシフトしていただければということと考えてございます。

それから、今、地方公共団体情報システム機構への負担金というお話をしたんですけれども、それとあわせてコンビニ事業者とキオスク端末を管理する事業者のほうにも、地方公共団体情報システム機構を通して、1件当たり合わせて123円の手数料をお支払いするという形になってございます。

○内山会長 今のご説明の中で、一番のやっぱりリスクはコンビニの部分だと思うんですね。これは十分になっているというふうなことですけども、システムとすれば万全の措置がとられているシステムですけれども、ご承知のように、コンビニの例えば夜のほうの店員というのは

1人だったりするし、日本語がよくわからないような人も店員でやっていたりしますので、正確なその処理が必ずできているかどうかというのが言ってみれば問題だと思いますけれども、それは恐らく、この制度を運用するシステム機構センターのほうが工夫をするところだと思いますけれども。

○戸籍住民課長 基本的には、地方公共団体情報システム機構がコンビニ事業者と契約を取り交わすということになるんですけれども、その中で、コンビニ事業者側に対しまして必ず個人情報の取扱責任者、こういう者を選定しなさいよということで、その責任者がその個人情報保護の徹底が図れるように従業員への指導ですとか、そういった各種安全対策の実施、こういったものを適切に行えるように、その取扱責任者が中心できちんとやりなさいよということが1つ定められてございます。

それから、もう一つ、コンビニには必ず監視カメラも設置されておりまして、その監視体制という意味でも整えられてございます。

○内山会長 機械の不具合等で、中あけてどうのこうのというのは、操作いたしますと監視カメラがちゃんと監視されているかどうかとか、ないしは責任者が常時執務をしているわけではなく、責任者は、例えば家で休んでいる間にアルバイト店員がやっているとか、そこら辺も不都合がないように、ちゃんと研修等が行われるようなことだと思いますけれども、そういうことを前提としないと危険なことがある。

もう一つは、今、後藤委員がおっしゃったことですけれども、住基カードのほうでもこのようなシステムをやっていたところがあると思うんですけれども、そのような中で事故等が起こったこと、不都合なことが起こったというふうなことについて、事例等が報告されていることはあるのでしょうか。

○戸籍住民課長 このコンビニ交付サービスにつきまして、私どものほうも地方公共団体情報システム機構等に、過去の事故発生の事例はということで確認をしておりますけれども、特段今までのところ事故発生はしていないという形で報告を受けてございます。

○内山会長 文京区としては、そのように承知しているということですね。はい、わかりました。

それから、もう一点だけ確認ですけれども、区のほうに行く情報の部分ですが、個人番号カードが申請情報としてセンターに行ってくるプロセスになっているわけですけれども、この請求申請情報というのはセンターには記録は残るんですか。区からの証明情報が残らないというのは説明いただきましたけれども、申請のほうの情報は。

○戸籍住民課長 何が出されたかというのはわかるそうなんですけれども、誰がどんな内容のものを出したかわからないという形で。

○内山会長 コンビニの機械のところには何も残らないんですね。

○戸籍住民課長 そういうことです。

○内山会長 よろしいでしょうか。

これは、文京区でこれから行おうとする制度自体が、文京区は初めて行うんですけれども、他の自治体で既に行われていることでもありますし、ご説明をいただいた限りにおいては必要なセキュリティは保たれているというように考えられますので、このような事業を実施するというについては正当であるという結論にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○内山会長 そうしますと、あらかじめ答申案文を用意させていただいてございますので、まずは、その案文をご確認いただいて、そのことについてご意見をいただいて、答申を発表させていただきたいと思います。

○総務課長 それでは、事務局のほうで、あらかじめ答申案文のほう作成しております。若干、協議内容で案文を変えなきゃいけないこともあるかもしれませんが、一応この案のとおり読み上げさせていただきます。

1、諮問事項。

住民票の写し等のコンビニ交付サービスの実施に伴う個人情報の提供（外部結合）について。

2、審議会の結論。

本件諮問に係る外部結合による個人情報の提供について、妥当なものと認める。

3、理由。

本件諮問は、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービスを導入するに当たって、区役所に設置される証明書発行サーバと、地方公共団体情報システム機構が構築・運用する証明書交付センターシステムとの接続を外部結合により行うこととなるものである。

証明書の交付場所及び取扱時間が拡大されることによる住民の利便性の向上、証明発行窓口の混雑緩和等が期待でき、住民の福祉の向上に資するものであるが、区が送受信するデータは複数の個人情報が含まれる極めてプライバシー性の高いものであるから、情報セキュリティ措置が講じられることを前提として、妥当なものと認める、でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

答申案文については、読み上げていただいたとおりでございます。修正すべき点等があれば、ご意見をいただきたいと思えます。

○総務部長 先ほど会長からいただいた答申の守備範囲ということで、証明書が住民票と印鑑証明と納・課税証明だということは、このどこかに明記する形で……

○内山会長 いや、諮問文の中で「このことについて」ということになっていますから、諮問文の中に表記されている事務だけということで理解してございますから、文章はこのままでいいんじゃないかと思えます。

○総務部長 諮問文のほうが、その3つの証明書というのを特定していないものですから、申しわけありません。

○内山会長 審議事項の中に、資料第14号の中に。

○総務課長 そうですね。

○内山会長 わかりました。213ページですよ。

○総務部長 そうです。

○総務課長 諮問文は209ページなんですが、具体的な表記がなくて。

○内山会長 それでは、理由のところになりましょうかね。「その証明書の発行事務については」という限定文を適切な場所に挿入させていただいて、諮問とさせていただくことにいたします。

お諮りさせていただきますけれども、この訂正をどこの文章に入れるかということには会長の私に一任をさせていただいて、確認には後日その結果をお送りいただくことにさせていただきますと思えます。よろしゅうございますか。

(「よろしく願います」の声あり)

○内山会長 それでは、そのようなこととして提出させていただいて、答申案文については読み上げていただいた事項に、ただいまの具体的な3つの証明書について証明実施をするということについての答申ということを明記させていただくことにいたします。

ということで、諮問第1号についてのご審議は以上ということで終わりました。

4 その他

○内山会長 続きまして、次第の4、その他ということですが、何か用意されている項目は。

○総務課長 それでは、これで一旦、所管課の皆様、ありがとうございました。

それから、今回皆様のところの席上に配付しています、この黄色の冊子でございます。文京区個人情報保護に関する条例の逐条解説を中心とした個人情報保護制度の事務要領でございます。今般、番号制度の導入を受けまして11年ぶりに改訂いたしました。諮問事項等審議いただく際に根拠となるものでございますので、委員の皆様にご配付させていただきましたので、よろしく申し上げます。

その他としては、以上でございます。

○内山会長 ご出席の委員から、ご発言等はございませんか。

5 閉会

○内山会長 それでは、これをもって閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。